



2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ JMRC全国オールスタージムカーナin中部 特別規則書



第1条 競技会の定義および組織

2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ/JMRC全国オールスタージムカーナin中部は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2026年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2026年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技および準国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ
JMRC全国オールスタージムカーナin中部

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF公認：国内競技および準国内競技（公認番号：2026年2216号）

第5条 開催日程

2026年10月31日（土）～11月1日（日） 2日間

第6条 競技会開催場所

名称：鈴鹿サーキット南コース（公認番号：2026-I-2401）
所在地：三重県鈴鹿市稲生町7992 電話番号：TEL(059)378-1111 FAX(059)378-3625

第7条 オーガナイザー

名称：名古屋レーシングクラブ（NRC） 代表者：長坂 尚樹
所在地：〒454-0841 名古屋市中川区押元町1丁目21-2 電話番号：TEL090-4178-1963

第8条 大会役員

大会会長：嶽下 宗男（JMRC中部運営委員長）
大会副会長：小西 俊嗣（JMRC近畿運営委員長）

第9条 組織委員会

組織委員長：松本 敏（JMRC中部ジムカーナ部会長）
副組織委員長：長坂 尚樹（名古屋レーシングクラブ会長）
組織委員：石川 和男（JMRC北海道ジムカーナ部会長）
組織委員：植松 聖史（JMRC東北ジムカーナ部会長）
組織委員：中村 真幸（JMRC関東ジムカーナ部会副部会長）
組織委員：吉川 寛志（JMRC近畿ジムカーナ部会長）
組織委員：馬場 靖典（JMRC中国ジムカーナ部会長）
組織委員：金井 宜夫（JMRC四国運営委員長）
組織委員：貞光 建（JMRC九州ジムカーナ部会長）

第10条 競技会主要役員

1. 競技会審査委員会

審査委員長：稲玉 秀幸（JAF派遣）
審査委員：星野 元（JAF派遣）
審査委員：後藤 和弘（大会組織委員会任命）

2. 競技役員

競技長：松本 敏（NRC）
副競技長：加藤 暢之（NRC）
副競技長：牧野 真也（NRC）
副競技長：後藤 康次（NRC）
コース委員長：吉田 敏宏（NRC）
計時委員長：大隅 浩直（NRC）
技術委員長：東 宏充（NRC）
救急委員長：長坂 宏（NRC）
パドック委員長：山本 佳紀（NRC）
医師団長：富田 正樹（NRC）
事務局長：青木 啓児（NRC）
総合アドバイザー：津川 信次（NRC）
事務局アドバイザー：堀内 純

第11条 参加申込および参加費用

1. 参加申込先および問合せ先

所在地：〒454-0841 名古屋市中川区押元町1丁目21-2
名称：名古屋レーシングクラブ JAFカップジムカーナ大会事務局 担当者：青木 啓児
電話番号：090-4178-1963 Eメール：jafcup2026@nrc-g.com

2. 参加受付期間

受付開始：2026年9月29日（火） 締切日：2026年10月14日（水）必着

3. 最大参加台数

最大参加受理台数は200台とし、そのうち180台はJAFカップ対象クラスを優先する。

4. 参加申込方法

以下の参加料を下記指定口座へ入金後、所定の参加申込書、車両申告書、参加料・公開練習費等明細書、出場選手カードに必要事項を記入し、振込明細書（コピー可）を添えて参加受付期間内に上記まで送付すること。なお送付方法は郵送もしくはデータをPDFでメールに添付するものとし、それ以外の方法での申し込みは受け付けない。

また複数名分を同時に入金した場合は参加申込書等も同時に送付すること。なお、振込手数料は各自負担のこと。

【参加料振込先】

銀行名：ゆうちょ銀行 記号・番号：12030-21650701

口座名義：名古屋レーシングクラブ（ナゴヤレーシングクラブ）

支店名：二〇八店（読み ニゼロハチ、店番 208） 口座種類：普通預金 口座番号：2165070

5. 参加受理

JAF承認後ホームページで参加者リスト公開を以って受理通知とする。

ホームページURL：<https://www.nrc-g.com/>

6. 誓約文

参加に際し国内競技規則4-15で定める誓約文に競技参加者、競技運転者、サービス員がそれぞれ署名しなければならない。

7. 参加料（銀行振込）

1) JAFカップ対象クラス

JMRC会員でもてぎ・鈴鹿共済会員は、	1名：36,000円	（JAFカップ対象クラス・併催クラス
JMRC会員で上記会員以外は	1名：37,000円	ともにサービス員1名分を含む。なお、
JMRC非会員でもてぎ・鈴鹿共済会員は、	1名：39,000円	公開練習の参加費用は含みません。）
JMRC非会員で上記会員以外は	1名：40,000円	

2) 併催クラス

1名：30,000円

8. その他の費用

①追加サービス員登録料 2,000円／1名

②キッズバス登録 中学生以下無料 （高校生以上はサービス員登録となる）

③サービスカー（2.35m×5m）登録料 3,000円／1台1枠 （競技参加者1名につき登録は1台まで）

④予備スペース（2.35m×5m）登録料 3,000円／1枠 （競技参加者1名につき予備スペースは1枠まで）

※選手1名につき車両1台分（2.35m×5m）のスペースがあります。サービスカー登録につき1台分サービスカー駐車スペースが与えられます。予備スペース（荷物置き場など）申込で1枠が与えられます。

★上記すべてお申し込みで『合計3枠』のスペースが確保されます。

また予備スペースの希望者が多数あってパドックの容量を超えた場合は、事務局への参加費振込順で締め切りとして『④予備スペース』を受け付けない場合がある。なお、その旨はパス等送付時に申込者に連絡して、入金済の場合は受付時事務局より現金にて返金することとする。

9. 国内競技規則4-19に基づきオーガナイザーは、拒否の理由を明らかにし、その旨を申込者に通告した上で、参加申込の拒否を行うことができる。この拒否の決定は最終的なものであり異議申立は認められない。なお、その場合は事務手数料として1,000円を差し引き参加費用を返金する。

10. 国内競技規則3-7に従い競技会を中止した場合は、事務手数料として2,000円を差し引き参加費用を返金する。

第12条 サービス登録

競技参加者はパドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーはオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第13条 競技のタイムスケジュール

10月31日（土）

・ゲートオープン	6：30
・公開練習受付	6：45 ～ 7：20
・公開練習慣熟歩行（40分間）	7：20 ～ 8：00
・公開練習ドライバーズブリーフィング	8：05 ～ 8：15
・公開練習第1ヒート（ゼッケン順）	8：35 ～
第1ヒート終了後10分後、40分間慣熟歩行	
・公開練習第2ヒート（ゼッケン順）	第1ヒート終了後60分後
・公式受付A（参加確認受付A）	12：00 ～ 15：00
・公式車検A	12：30 ～ 15：30
・持出車両受付	13：00 ～ 15：30
・鈴鹿本コースパレードラン	17：30 ～
・開会式・ドライバーズブリーフィング	18：30 ～

※公開練習参加者は公式受付Aにて受付を済まして、原則、公式車両検査Aを受けて下さい。

※公開練習については、別途公開練習インフォメーションを参照してください。

※開会式・ドライバーズブリーフィングの詳細についてはインフォメーションを参照してください。

11月1日(日)

- | | | |
|-------------------|--------|------|
| ・ゲートオープン | 6:00 ~ | |
| ・公式受付B | 6:05 ~ | 6:20 |
| ・持出車両検査・公式車検B | 6:05 ~ | 6:50 |
| ・参加確認受付B | 6:20 ~ | 7:00 |
| ・慣熟歩行(決勝コース・60分間) | 7:00 ~ | 8:00 |
| ・第1ヒート(ゼッケン順) | 8:15 ~ | |

第1ヒート終了後10分後、40分間慣熟歩行

- ・第2ヒート(ゼッケン順) 第1ヒート終了後1時間後

各クラスごとに暫定表彰を行う。

- ・閉会式/表彰式 第2ヒート終了後30分後(予定)

※ドライバーブリーフィングへの出席は必須です。遅刻・欠席の場合、再ブリーフィングを必ず受けていただきます。尚、再ブリーフィング料として30,000円を申し受けます。

第14条 慣熟歩行

タイムスケジュールに従い、歩行にて行う。

第15条 車両変更

2026年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第3章第25条に基づく。

但し、車両変更申請は、本競技会参加確認受付B終了(11月1日7:00)までとする。

第16条 クラス区分

- 1) JAFカップ対象クラス

2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第6条のとおり。

- 2) 併設クラス JAFカップ対象クラス参加台数を妨げない範囲で1.→2.→3.の優先順に受理を行う。

1. 併設ウィメンクラス

『2027年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第15条2) JAFカップWomen』の規定に従うものとする。

2. 箱Dクラス 国内競技車両規則第3編第9章スピードD車両規定に定める単座席、2座席レーシングカーを除く車両で当該車両規定に従うものとする。

3. SLWクラス 国内競技車両規則第3編第7章スピードB車両規定または第9章スピードD車両規定に従うものとする。スーパーセブン類をはじめとした、超軽量車両で、生産時の成り立ちが競技専用車両でなくロードカーであるもの。運転席側に金属製もしくはFRP/GFRPを本体とするハーフドアまたはドアを装着し、競技中に車室外部に腕や上半身が出ないように取り付けること。ネットの使用を認めるが国内競技車両規則第1編第4章第22条ネットの規定に従うものとする。

第17条 参加受理優先順位

- 1) 2026年JAF全日本ジムカーナ選手権シリーズ、各クラス10位までの者。
- 2) 2026年各地区JAF地方ジムカーナ選手権シリーズ、各部門・各クラス6位までの者。
- 3) 組織委員会の選考に基づく者。但し、前2項の優先順位を妨げない。
- 4) 2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第9条4. が適用となる。
- 5) 併設クラスは1.2.3.の順で優先しクラス内は申し込み順を優先する。

第18条 賞典

- 1) JAFカップ対象クラス

・全クラス 1位 JAFカップ/オーガナイザー賞(賞金又は賞品)

2位~6位 JAF盾/オーガナイザー賞(賞金又は賞品)

※各クラスの参加台数の50%(小数点以下四捨五入)の範囲内とし、最大6位までとする。

- 2) 併設クラス 1位~3位 オーガナイザー賞(賞金又は賞品)

※参加台数の50%(小数点以下四捨五入)の範囲内とし、最大3位までとする。

- 3) 特別賞

1. 地区対抗戦賞

2. 別途、特別賞を設ける場合がある

3. 章典詳細は別途公式通知にて発表する。

第19条 その他の規則

2026年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則を適用するが、以下の条項については同統一規則の内容を一部追加・削除もしくは置き換えて適用する。

第1条 本特別規則第2条から第18条に記載された内容に置換する。

第2条2) 「全日本ジムカーナ選手権」を「本大会」に置換し、もしくはトレッドウェア値が200以上のタイヤ(タイヤ刻印で確認できるもの)を追記する。

第3条 本特別規則第16条に置換する。

第5条 本特別規則第17条に置換する。

第6条 2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第10条に置換する。

- 第10条8) 削除する。
- 第16条1) 「スピードSC車両・D車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならず、これ以外の車両は装着を強く推奨する」に置換する。
- 第17条 「全クラス競技期間中において、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温する事は禁止される」に置換し、1)、2)は削除する。
- 第23条 本特別規則第21条に置換する。
- 第24条9) 削除する。
- 第29条 「全日本選手権競技会」を「本競技会」に置換する。
- 第30条 本特別規則第18条に置換する。

第20条 計 時

計測は、自動計測機器を使用し、1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。万一、自動計測機器の故障が発生した場合に限り、別個の独立したバックアップの自動計測機器のタイムを成績とする。

第21条 順位の決定

順位の決定は2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。

併設ウィメンクラス（対象全クラス車両）は、各参加車両JAFカップ対象クラスのトップタイムとの少ないタイム差で順位を決定する。

第22条 順守事項

- 1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに則ってマナーを保たなければならない。
- 2) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第23条 損害の補償

1) 参加者・競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

2) 参加者、競技運転者、サービス員（ヘルパー含む）、ゲスト等は、JAFおよびオーガナイザーの大会役員、競技役員、大会雇用者が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。すなわち大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第24条 その他の事項

- 1) 「もてぎ・鈴鹿共済会」保険金支払規定により共済対象競技会として開催される。
- 2) その他の事項は、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準ずる。
- 3) 本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。